

一宮町水稻経営継続支援金交付要綱を制定する告示を次のように定める。

令和 4 年 8 月 1 日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第 46 号

一宮町水稻経営継続支援金交付要綱

一宮町水稻経営継続支援金交付要綱を次のように制定する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、買取米価が下落したことから、主食用米作付農家に対して、経営継続及び立て直しを支援するため、予算の範囲内において、一宮町水稻経営継続支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、一宮町補助金交付規則(平成 7 年 10 月 4 日一宮町規則第 12 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、申請時点で事業を継続しており、引き続き水稻経営を継続する意志を有すること。

(2) 令和3年産の主食用米を出荷した者であること。

(3) 町税等に滞納がない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者という。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象事業)

第3条 支援金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、令和3年産の主食用米出荷量(JA等米取扱事業所を通して、令和4年3月31日までに出荷したものに限り。)とする。

(支援金額)

第4条 支援金の額は、主食用米出荷量に基づいた主食用米30kg(30kgを1袋とし、1袋未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)当たり500円を乗じた

額とし、支援金の額の上限は、50万円とする。

2 支援金の交付は、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、支援金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 令和3年産主食用米出荷伝票(JA等米取扱事業所発行)
- (3) 農業経営が分かるもの(令和3年分確定申告書(農業所得)の写し)
- (4) 振込先通帳の写し又はこれに準ずるもの
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付申請の時期)

第6条 支援金の交付申請の時期は、令和4年10月末日までとする。

(支援金額の決定)

第7条 町長は、支援金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは支援金交付決定通知書(別記第3号様式)により、支援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の通知に関して必要な条件を付することができる。

3 町長は、第1項の審査により、支援金を交付しないことを決定したときは、当該申請者に対して、その旨と理由を示すものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、別記第4号様式により申し出なければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る支援金の決定はなかったものとみなす。

(支援金の返還)

第9条 町長は、虚偽その他不正行為により支援金の交付を受けたときは、支援金の一部又は全部を返還させることができる。

(証拠書類の保管)

第10条 支援金申請者は、対象事業の実施に係る証拠書類を、支援金の交付を受けた日から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年8月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条及び第7条の規定により交付の決定を受けた者に対し、第9条の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

一宮町長 様

申請者 住 所
氏 名
TEL

一宮町水稻経営継続支援金交付申請書

一宮町水稻経営継続支援金の交付を受けたいので、一宮町水稻経営継続支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名 : _____

支 店 名 : _____

預 金 種 別 : 普通 ・ 当座

口 座 番 号 : _____

(フリガナ)

口 座 名 義 : _____

3 添付書類

- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 令和3年産主食用米出荷伝票(JA等米取扱事業所発行)
- (3) 農業経営が分かるもの(令和3年分確定申告書(農業所得)の写し)
- (4) 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)

第2号様式（第5条）

誓約書

私は、一宮町水稻経営継続支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- ・一宮町が私自身の住所及び町税等の収納状況について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、一宮町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員等が経営に事実上参画していません。

以上

年 月 日

一宮町長 様

住 所 _____

氏 名 _____

※ 自署してください。

第3号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

一宮町長

一宮町水稻経営継続支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一宮町水稻経営継続支援金については、一宮町水稻経営継続支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支援金振込予定日 年 月 日

第4号様式（第8条）

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住 所

氏 名

TEL

一宮町水稻経営継続支援金に係る申請の取り下げについて

年 月 日に申請しました下記書類を取り下げます。

記

「一宮町水稻経営継続支援金交付申請書及び添付書類」